

令和8年2月市議会総務委員会資料

第41号議案

過疎地域持続的発展市町村計画について

< 目 次 >

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について ……P2
- 2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について ……P5
- 3 地区別の基本方針及び施策の柱 ……P10

企 画 政 策 部
令 和 8 年 2 月

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

(1) 制定の経緯

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧過疎法)が令和3年3月末で期限を迎えたことを受け、令和3年度から令和12年度までを期間とする時限立法として、議員立法により令和3年4月に施行された。

(2) 目的(法第1条)

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(3) 過疎地域の要件(法第2条、3条、41～43条)

市町村ごとに「人口要件」及び「財政力要件」で判定する。

(4) 長崎市の過疎地域

旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町の6地域

※旧香焼町は令和3年4月1日で追加、旧三和町は令和4年4月1日で追加

(5) 過疎地域持続的発展市町村計画(法第8条)

過疎地域の市町村は、持続的発展方針(県策定)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。

(6) 財政上の支援措置(法第12条、13条、14条)

ア 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例

イ 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に過疎対策事業債の充当

(ア) 充当率:原則として100% (イ) 交付税措置:起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

(7) 対象事業

| | |
|---------|---|
| 産業振興施設等 | <ul style="list-style-type: none">○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道○漁港、港湾施設○地場産業の振興に資する施設○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所○観光、レクリエーションに関する施設○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道○林業用作業路○農林漁業の経営の近代化のための施設○商店街振興のために必要な共同利用施設 |
| 厚生施設等 | <ul style="list-style-type: none">○下水処理のための施設○一般廃棄物処理のための施設○火葬場○消防施設○保育所及び児童館○認定こども園○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設○診療施設○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)○市町村保健センター、こども家庭センター |

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

| | |
|---------------------------------|---|
| 交通通信施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 |
| 教育文化施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○再生可能エネルギーを利用するための施設 |
| 過疎地域持続的発展特別事業 (いわゆる過疎債ソフト事業) | <ul style="list-style-type: none"> ○住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) |

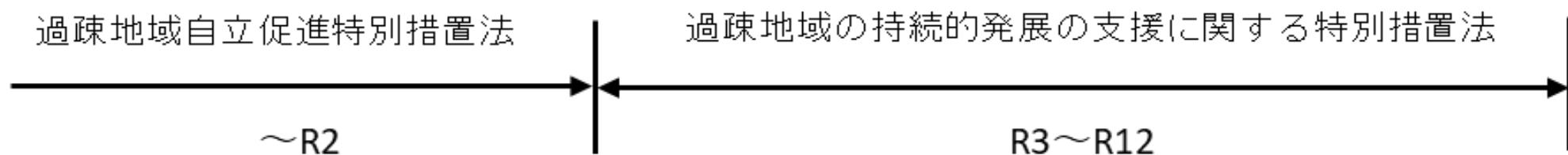
2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について

(1) 計画策定の目的・背景

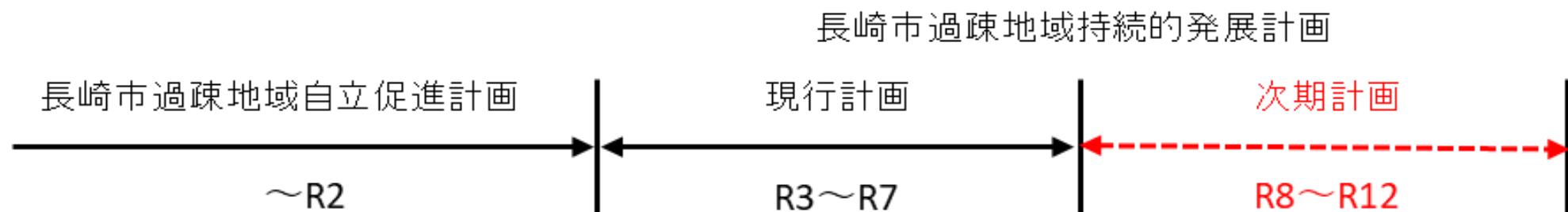
過疎地域の自立促進を目的とした旧過疎法(「過疎地域自立促進特別措置法」)の期限満了に伴い、新たに過疎地域の持続的発展を目的とした「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年度から令和12年度までの時限立法として施行されており、この法に基づき、本市においては、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町及び旧三和町が過疎地域とみなされている。(旧香焼町は令和3年度から、旧三和町は令和4年度から)

これらの区域において、持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、「長崎市過疎地域持続的発展計画」(以下「計画」という。)を策定しているが、現行の計画が令和7年度で期限を迎えるため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする新たな計画を策定しようとするもの。

○法の制定状況



○計画の策定状況



2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について

(2) 次期計画の基本的な方向性

長崎市における総人口は、少子化、高齢化等の進展により、1975年に50万6千人とピークに達した後、1985年頃を境に減少に転じている。これは国よりも20年余り早い減少であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減り続け、2050年には28万人まで減少することが見込まれている。

この急激な人口減少を緩和させるためには、まち全体としての魅力向上を図り、選ばれるまちにならないことから、地域資源の磨き上げや活用を通じて、個性豊かなまちの実現を目指す。

併せて、過疎地区においては、2005年から2020年の人口減少率が長崎市全体の10.1%に対し、25.8%とさらに速いペースで減少が進んでおり、地域活力や、日常生活に必要な様々なサービスの低下を招いていることから、法における持続的発展という理念のもと、住民の暮らしやすさに資する生活の基盤づくりに取り組むことにより、安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指す。

2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について

(3) 基本目標

ア 過疎地区への移住者数(長崎県又は長崎市の移住相談窓口を通じて移住された方の総数)

基準値:11人(令和2年度～令和6年度の平均値)

目標値:増加させる(令和8年度～令和12年度の平均値)

イ 過疎地区における主要な観光施設・遺産等への来場・来訪者数

| 南部 | | 北部 | |
|-------------|-----------------|-------|----------------|
| 長崎のもぎき恐竜パーク | | 出津教会堂 | |
| 基準値 | 264,732人(令和6年度) | 基準値 | 24,105人(令和6年度) |
| 目標値 | 増加させる(令和12年度) | 目標値 | 増加させる(令和12年度) |
| 高島 | | | |
| 基準値 | 52,190人(令和6年度) | | |
| 目標値 | 増加させる(令和12年度) | | |

ウ 市民意識調査「居住地区はすみやすいまちか」に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(過疎地域のみ)

基準値:51.1%(令和6年度)

目標値:増加させる(令和12年度)

2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について

(4) 計画の構成

| | 項目 | 備考 |
|----|---------------------------------|---|
| 1 | 基本的な事項 | 各地区の基本方針・施策の柱、基本目標等について記載 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成 | 各項目において、地区ごとに以下の内容を記載 (1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 事業計画 |
| 3 | 産業の振興 | |
| 4 | 地域における情報化 | |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| 6 | 生活環境の整備 | |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進 | |
| 8 | 医療の確保 | |
| 9 | 教育の振興 | |
| 10 | 集落の整備 | |
| 11 | 地域文化の振興等 | |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の促進 | |
| 13 | その他地域の持続的発展に関し必要な 事項 | |

2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)について

(5) 現行計画からの見直しの主なポイント

現行の計画は令和3年度に策定したものであるが、過疎地域を取り巻く環境は策定時から変化していることから、各地区の実情に即した内容となるよう見直しを行う。併せて以下の観点を踏まえる。

ア 県の過疎地域持続的発展方針における防災体制の整備の内容が拡充されたことに伴う計画への反映

イ 旧合併町活性化対策特別委員会での議論を踏まえた計画の見直し

(ア) 有害鳥獣対策に係る項目の追加

(イ) 買い物支援に係る項目の追加

ウ 地域へのヒアリングでいただいた意見の反映

空き家対策に係る項目の追加

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(1) 香焼地区

基本方針

豊かな自然を守り、景観を生かした計画的で秩序ある土地の利用を図り、自然と調和した、住みたいまち、定住拠点としての整備を推進する。
また、資源である海と緑、産業を活用し、スポーツ・レクリエーション地域としての整備を進める。

<施策の柱>

- 造船業をはじめとする製造業を取り巻く環境の変化がある中で、地区内には多くの中小製造業が立地しており、引き続き技術・技能の高度化や新技術導入による生産性向上の取組みや新分野への進出を支援していく。また、通勤者の利便性向上や地区内への居住促進を図るため、持続可能な交通手段の確保に努める。港湾施設等については、台風の越波災害など防災面で地域の安全・安心を確保するため、関係機関との連携を強化し、継続して港湾・海岸保全整備を進めていく。
- 総合公園を活用したスポーツの振興や花のあるまちづくりを地域住民と共に推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図る。
教育施設については、老朽化した学校・公民館の改修を行い、教育環境の整備充実を図る。また、学校給食の課題に対応する新学校給食センターにおいては、周辺環境に配慮した整備を行うとともに、施設の有効活用により地域活動への支援を図る。
- 住宅の多くは斜面地に形成しており幅員が狭く、地区内の生活道路の整備を進めることにより、生活様式の多様化に配慮した、優しく、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、市中心部及び周辺地域への通勤圏であることから、新たに定住できる環境整備を進める。

<主な事業>

地域コミュニティバス運行事業、港湾施設整備事業、給食センター建設事業、過疎地域活性化事業費負担金 等

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(2) 伊王島地区

基本方針

生活環境の整備充実を図るとともにリゾート・憩いの地域としてのハード・ソフト両面から観光の振興を図り、併せて定住環境の整備を進める。

<施策の柱>

- 車による来訪者に対応した地域内の基幹道路の拡張整備や持続可能な交通手段の確保など、来訪者に対する利便性を高めていく。
さらに、ゴールデンウィークや海水浴場が賑わう夏休み期間中などは通常時に比べ一時的に多くの車両が地域内に入り込むことがあるため、交通対策を実施する必要がある。
- 地域内を巡るコースの設定や案内板の整備、自然に親しみ、歴史や文化に触れるためのソフト事業等を検討し、ユニークな地形や素朴で歴史を感じさせる教会や灯台などの歴史的・文化的資源を融合させて地域全体を楽しむことができるまちづくりを進めていく。また、グリーンツーリズムに取り組むなど、地域内でさまざまな体験ができる環境を整え、さらには地場産品を使った特産品の販売促進などを行い、人を呼んで栄えるまちをめざし、地域の活性化を図る。
- 生活道路の整備を進めることにより、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、架橋により市本土地域との交通アクセスが向上し、市中心部及び周辺地域への通勤圏となったため、新たに定住できる環境整備を進める。

<主な事業>

港湾施設整備事業、旬の魚拡大支援事業、伊王島灯台記念館運営事業、
グリーンツーリズム推進事業、伊王島診療所運営事業、過疎地域活性化事業費負担金 等

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(3) 高島地区

基本方針

海をメインとしたスポーツ・レクリエーションの振興及び世界文化遺産の来訪者の受入れ体制の確保を図り、年間を通じた交流人口の拡大に努める。また、農水産業の振興、航路の維持、高齢者が安心して暮らせる体制の整備に努める。

<施策の柱>

- 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションの開催、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る。
- 老朽化した市営住宅の集約化を進める。
このほか、介護サービスなどを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい住環境の整備を進める。
- 「たかしまフルーティマト」については、地域外へ販売するルート強化や生産量の増加に取り組み、引き続きブランド力の向上を図る。
また、「長崎BLUEエコノミー」事業については、産学官連携のもと、養殖業の産業化を推進し、地域の活性化につなげていく。
- 「高島炭鉱(北溪井坑跡)」や「端島炭坑(軍艦島)」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録されていることから、資産の保全を推進する。また、歴史・文化の情報発信の充実により来訪者を増やし、地域活性化を図る。

<主な事業>

高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業、グリーンツーリズム推進事業、世界遺産保存整備事業、高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業、過疎地域活性化事業費負担金 等

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(4) 野母崎地区

基本方針

恵まれた自然を活かした南部地域における観光拠点としての整備を図る。
また、良質な水産資源の確保やブランド化による水産業の振興と温暖な気候を活かした農業の振興を図る。

<施策の柱>

- 世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑(軍艦島)」を望む立地を活かした野母崎田の子地区の恐竜博物館を核として水仙の丘、軍艦島資料館など長崎のもざき恐竜パークを拠点に、社会教育及び観光に係る交流人口の拡大を図る。
また、長崎市都心部、長崎半島全域との連携を進め、長崎ブランドを活かした広域的な誘客活動を進めるとともに、地元の産業団体の取組みを支援し、地域の活性化や地域が潤う交流の産業化につながるよう支援に努めていく。
- 幹線道路である主要地方道野母崎宿線については、防災対策も含め、災害に強い道路づくりに向けて県に整備推進を働きかけていくとともに、集落間及び集落内を結ぶ生活道路については、道路拡幅等の整備を図ることで、都心部や三和地区とのアクセスを向上させ、持続可能な交通手段の確保にも努めていく。
また、老朽化した市営住宅の集約化を進める。
- 水産業については、藻場の回復を図るとともに、放流事業を実施するなど育てる漁業への取組みと漁港の整備による水産業の基盤を整備することにより、地域の基幹産業としての充実を図る。併せて、水産業体験を軸としたグリーンツーリズムにより、交流人口の拡大を図る。
さらに、特産品である野母んあじ、伊勢エビなどのブランド品のPRを進めることにより、地域経済の活性化を図る。

<主な事業>

長崎のもざき恐竜パーク整備事業、のもざき伊勢エビまつり開催費負担金、水産種苗放流事業、野野串漁港漁村再生交付金事業、グリーンツーリズム推進事業、過疎地域活性化事業費負担金 等

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(5) 外海地区

基本方針

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産をはじめ、遠藤周作文学館などの文化・観光資源を活用した観光拠点としての整備を進め、交流人口の拡大に努める。また、豊かな自然を活かした農林水産業の振興や情報発信等による移住促進を図り、定住人口の減少を抑制する。

<施策の柱>

- 美しい自然や国際色豊かな歴史を活かし、遠藤周作文学館、出津文化村を中心として、地域全体を文化の薫る博物館として位置づけ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を有する地区として資産の保全を推進し、歴史・文化の情報発信や観光ガイドの配置等の受入体制の充実により、交流人口を拡大し地域の活性化を図る。また、都心部方面に対する地区内外の交通アクセスを維持し、来訪者の利便性の向上を図るとともに、地域情報の発信に努め、移住促進に取り組む。
- 池島においては、公共性や利便性を踏まえて公共施設の集約化を図り、生活基盤としての海上交通の確保に努めるとともに、地域コミュニティ団体等と連携して、地域の活性化を図る。
- 磯焼け対策事業による藻場回復の取組みなどにより、地域の基幹産業である農業、林業及び水産業の基盤を整備するとともに、ド・ロ神父伝承のそうめんやお茶などの加工品、かんころ餅、ぶどう、ゆうこう、焼酎などの特産品の普及や開発に努め、道の駅夕陽が丘そとめなどを活用しながら、農水産物の加工・販売の促進を図る。また、大中尾棚田などの地域資源を活かし、グリーンツーリズムを推進することにより、農作業、郷土料理などの田舎の暮らしを体験できる機会の充実を図ることで、交流人口の拡大と自然を活かした地域の活性化を図る。

<主な事業>

世界遺産保存整備事業、遠藤周作文学館施設整備事業、離島航路維持対策事業、水産資源再生事業、道の駅夕陽が丘そとめ施設整備事業、グリーンツーリズム推進事業 等

3 地区別の基本方針及び施策の柱

(6) 三和地区

基本方針

都心部のベッドタウンとしての良好な住環境の整備や新たな雇用の場の創出を図るとともに、茂木地区と一体となった「びわ」の産地としての振興を進める。
併せて、長崎南環状線、一般国道499号、県道、市道の早期整備を推進し、交通アクセスの改善に努める。

<施策の柱>

- 南部地域の幹線道路である長崎南環状線、一般国道499号、主要地方道野母崎宿線などの整備推進を県に働きかけていくとともに、一般県道深堀三和線などの生活道路の整備促進を図る。また、教育環境の充実など、住民の利便性と快適性を高めるための住環境整備に取り組むことで住みよさを実感できるまちづくりを行う。
- 岳路海岸や川原大池など恵まれた自然環境を保全活用した市民の憩いの場づくりに取り組み、交流人口の拡大を図る。
- 農業については特産品である「びわ」を中心に、ブランド力を活かした消費の拡大、加工品等の高付加価値化に取り組むとともに、就業者の人材育成に向けた支援に努める。
- 為石浄水場跡地の早期整備を促進するとともに、雇用の受け皿や地域経済への波及効果が期待される企業立地用地として整備を進める。

<主な事業>

農業振興団体支援事業、旧為石浄水場周辺道路整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、小学校大規模改造事業、過疎地域活性化事業費負担金 等